

# 個人県民税の寄附金税額控除に関するお知らせ

—寄附金をお受け取りになる法人等の皆様へのお願い—

平成 24 年 4 月 山口県

山口県では、寄附文化の醸成及び地域に密着した民間公益活動を税制面から支援するため、平成 24 年 3 月、山口県税賦課徴収条例を改正し、寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を大幅に拡大（条例指定）しました。

新たに控除対象となったのは、所得税において寄附金控除の対象とされている指定寄附金、特定公益増進法人<sup>※</sup>、認定 NPO 法人に対する寄附金のうち、山口県内に事務所又は事業所を有する法人等に対するものです。

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後の寄附金から適用されます。

※ 特定公益増進法人とは、一定の独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等です。

上記のほか、特定地域雇用等促進法人であって山口県内に事務所等を有するもの及び認定特定公益信託であって山口県知事又は山口県教育委員会の所管に属するものの信託財産とするための支出についても新たに控除対象となっていますが、現在のところ、これに該当する法人等はありません。

この制度の円滑な運用を図るため、新たに控除対象となった寄附金をお受け取りになる法人等の皆様方におかれては、次の点について、ご協力をお願いします。

## 1 寄附者等に対する寄附金税制の周知

寄附者又は寄附を検討中の方などに対して山口県の作成したチラシ（別添 1）をお渡しいただくなどして、本県の寄附金税制の周知へのご協力をお願いします。

## 2 寄附者に対する領収書の交付（所得税と共通）

寄附者に対して次の①から⑥までの事項を記載した領収書を交付してください。さらに、所得税の寄附金控除の適用を受けるために寄附者が必要とする書面があれば、その書面もあわせて交付してください。

- 領収書への記載事項……①寄附者の住所、②寄附者の氏名、③寄附金額、④受領年月日、⑤貴法人等の所在地及び⑥貴法人等の名称

## 3 寄附者名簿の作成・市町への送付

1 月 1 日から 12 月 31 日までの間にお受け取りになった寄附金について、寄附者名簿（別添 2）を作成の上、3 月 15 日までに市町あて送付してください。（送付先一覧は別添 3 のとおりです。また、県への送付は不要です。）

※ 個人住民税の税額の計算は、寄附者からの申告に基づき市町が行いますが、寄附金税制の円滑な運用を図るためには、寄附者名簿を市町に送付していただく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### お問い合わせ先

山口県総務部税務課 課税班

電話：083-933-2277

E-mail：a10700@pref.yamaguchi.lg.jp